つばきあぶらかす

椿油粕は適正に使用しましょう

- ◆特殊肥料として販売されている椿油粕は、農薬として登録されていないため、ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)の駆除目的で使用することは禁止されています。
- ◆害虫の駆除目的で使用や販売を行うと、 農薬取締法違反となります。 ジャンボタニシの駆除には登録のある農 薬を使用しましょう。

無登録農薬の使用 = <u>農薬取締法第24条違反</u> 無登録農薬の販売 = 農薬取締法第18条違反

※罰則あり

肥料として「椿油粕」を使用する場合の注意事項 流出しやすい場所では使用を避けてください!!

- ◆「椿油粕」には、強い無毒性があります。 (含有成分のサポニンによる界面活性作用によるもの)
- ◆肥料として使用する場合も、水を張った水田や、用排水路や池などに流出しやすい場所では使用を避けてください。

問い合わせ先

福岡県 農林水産部 食の安全・地産地消課 生産安全係 TEL:092-643-3571